

旭南小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなりかねないような深刻な問題である。全職員が「いじめは、どの学校においても起こり得るものであると同時に、誰もが被害者にも加害者にもなり得る危険性を秘めている。」という基本認識のもと、

- ①日頃から児童のささいな兆候を見逃さないよう努め、学校全体で情報を共有する。
- ②個々のいじめを矮小化して特定の者だけで対処するのではなく、組織的に対応する。
- ③多角的な視点から問題を捉え、学校・家庭・関係機関など多くの関係者が連携する。

これらのことを徹底することで、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に繋げ、学校が安心して安全な生活ができる場になることを目的として旭南小学校いじめ防止基本法を策定した。

国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年）に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成29年3月14日に改訂されたことに伴い、いじめによる重大事態に適切に対応するために「旭南小学校いじめ防止基本方針」を見直し改訂した。

【いじめの定義】（いじめ防止対策推進法第二条 平成25年 法律第71号 引用）

「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

【知多市のいじめの定義】（平成30年）

学級活動や部活動など様々な状況でその児童生徒と関係性を有する他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（※1）で、その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、けんかはいじめとして扱われないこととなっているが、けんかやふざけあいであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

※1 「心理的又は物理的な影響を与える行為」の具体例

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団から無視をされる。
- ・衝撃を伴う意図的な接触（ぶつけられる、叩かれる、蹴られる）を受ける。
- ・金品をたかられたり、盗まれたり、壊されたり、隠されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネット等で誹謗中傷や嫌なことをされたり、させられたりする。等

2 いじめ対策の組織

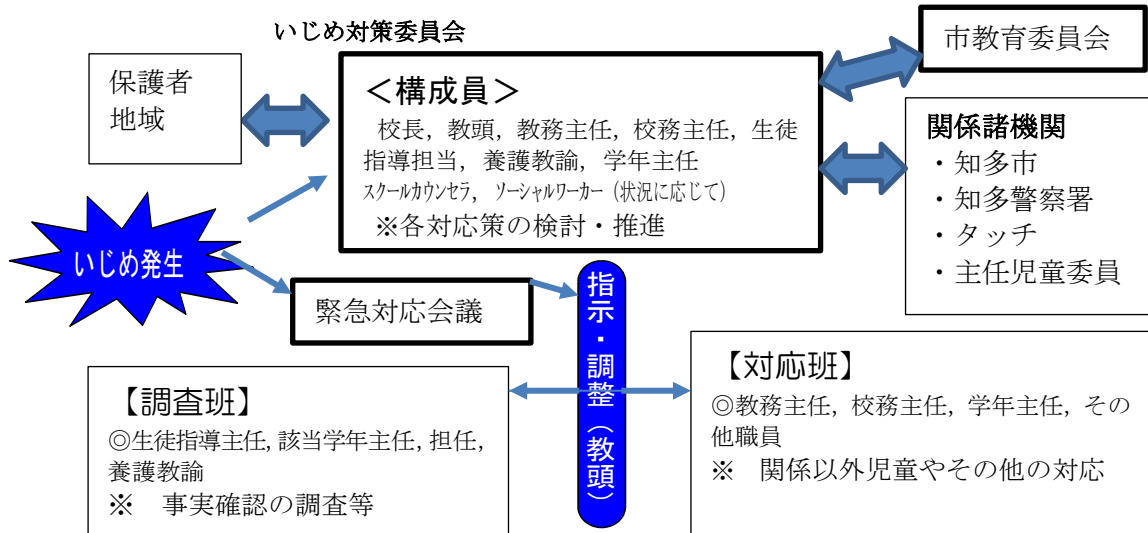
「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

(1) 組織の名称

いじめ対策委員会

(2) 組織の構成

いじめを発見・事実確認した者は、いじめ対策委員会に即時連絡をする。



(3) 組織の役割

- ・ いじめに関する情報の収集及び共有をする。
- ・ いじめ事実を確認し、対策案を講じる。
- ・ 該当児童への指導、該当保護者への対応をする。
- ・ 学級への指導体制の強化、支援をする。
- ・ 外部組織への協力要請、又は警察への通報をする。
- ・ いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析をする。
- ・ いじめの防止等に関わる研修や資質向上に関わる取組を実施する。
- ・ PDCAサイクルを実施し、反省点や改善点を分析する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止 —いじめを生まない土壌づくり—

いじめの問題の克服のために、全ての児童にいじめの未然防止という以下の観点で指導・支援をする。

- 全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。
- 豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ◎ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりをする。
- ネットいじめの加害者、被害者とならないよう情報モラル教育を推進する。

① 教師の児童理解と児童一人一人の居場所づくり

全ての教職員が共感的な人間関係を基盤に児童一人一人を十分理解し、自己肯定感を高めることを常に意識して、個に応じた指導を心がける。そして、各学級において「自己決定の場」「自己存在感」を有機的に作用させ、各児童が集団の一員としての自覚を意識できるようにする。

② 教育活動の充実

道徳教育の実践や体験活動を取り入れたキャリア教育を推進し、心の通う人間関係を構築する能力及びコミュニケーション能力の育成を図り、健やかな情操と豊かな心を育む。また、道徳の時間を要とした学校全体の教育活動との関連を全職員で確認し、道徳的実践力の向上を図る。他にも、体験学習や異年齢交流などを教育活動に組み込み、他者を尊重する心を育む。

③ 人権教育の推進

人権教育を推進し、いじめは人権侵害であり人として決して許される行為ではないことを教職員全体で共有して指導にあたる。12月第1週を校内人権週間に位置づけ人権理解に向けた活動を行う。

④ 体験学習の推進

友人関係のストレスがいじめの要因となるケースが多いことを鑑み、社会体験や生活体験、福祉体験などの機会を提供して集団づくりや社会性の育成を図る。「情報モラル教育」「命の学習」「心の教育」などの啓発事業を実施する。

(2) いじめの早期発見 一児童の変化を敏感に察知一

- いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するよう努める。
- 全職員が連携し、児童のささいな変化に気付けるようにする。
- 早期発見が早期解決に繋がることを全職員が理解し、教育活動にあたる。
- 早期発見のために、全職員が児童との信頼関係の構築に努める。
- 教職員間の情報交換や保護者・地域との連携を密にし、情報を共有する。

いじめの発見・通報があったら…

- ・ 被害児童の安全を確保する。
- ・ 加害児童には教育的配慮のもと、事情を確認して適切に指導する。
- ・ 全職員の共通理解のもと保護者との協力、スクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携を積極的に行う。
- ・ 市教育委員会と連携を図り、随時報告をする。

① 教職員の自覚と意識高揚

児童の遊びや悪ふざけのように見られる行為に対しても十分観察し、

「児童の些細な変化に気付く」⇒「気付いた情報の共有」⇒「速やかに対応」

この流れを意識していく。

- ・ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり、集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」と同様である認識をもつ。

- ・ 朝の会には全ての児童の顔を見ることがや放課の過ごし方の観察、一日一声掛けなどを行う。
- ・ 児童が相談しやすい雰囲気づくり、場づくりを心がける。
- ・ スクールライフノートを活用し、児童の様子を観察する。

② 保護者からの情報提供

- ・ いじめ発見のきっかけで多いのが「保護者からの訴え」であるため、日頃から保護者と良好な関係をつくり、気になることがあればこまめに情報交換を行う。

③ 教育相談とアンケート調査の実施

- ・ 1学期と2学期に各1回担任が児童一人一人と教育相談を行い、児童理解を深めるとともに、日頃困っていることなどを聞く機会にする。
- ・ 担任との教育相談前に全ての児童に対してアンケート調査を行う。アンケートには、教育相談で話題になったことをメモし、教育相談終了後に生徒指導主任にまとめて提出をする。（有事の際には、アンケートが証拠となるため）

④ 関係諸機関等に関する情報提供

- ・ カウンセラー等との相談活動について、保護者や児童に積極的に広報する。
- ・ ホームページなどを活用し、いじめや悩みなどを相談することのできる機関等の連絡先を全家庭に知らせる。

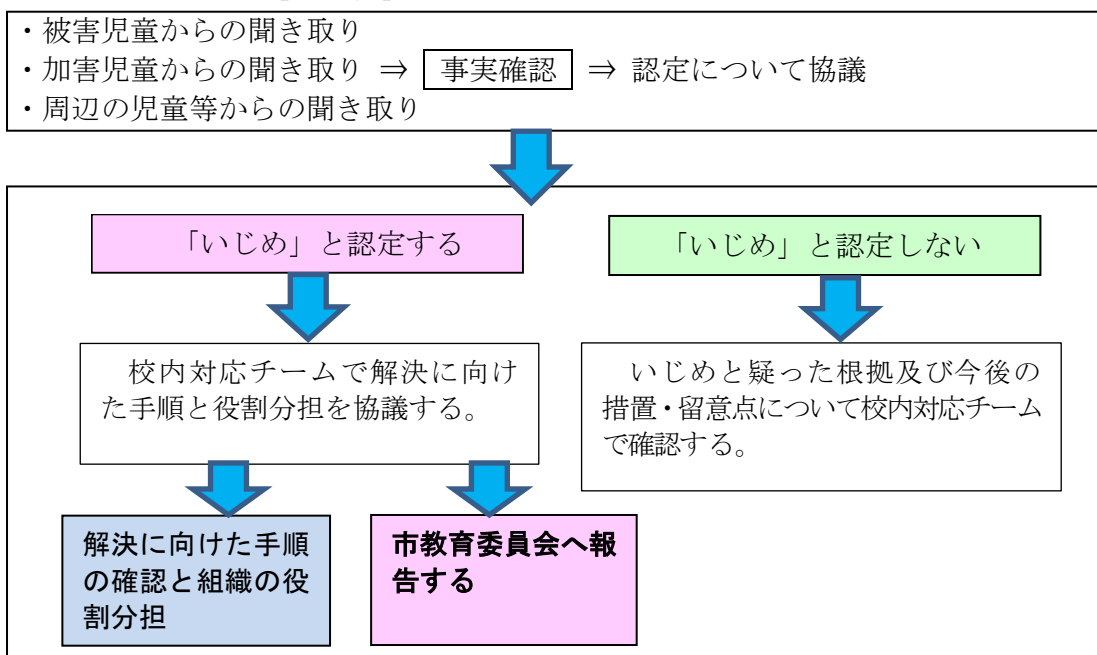
(3) 早期対応 — 問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応 —

- いじめの発見・通報があったら「いじめ対策委員会」を招集し、組織的に対応する。
- 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- 教職員の共通理解のもと、保護者との協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や関係諸機関との連携を積極的に行う。
- 市教育委員会と連携を図り、随時報告をする。

① 事実関係の掌握といじめ対策委員会の招集

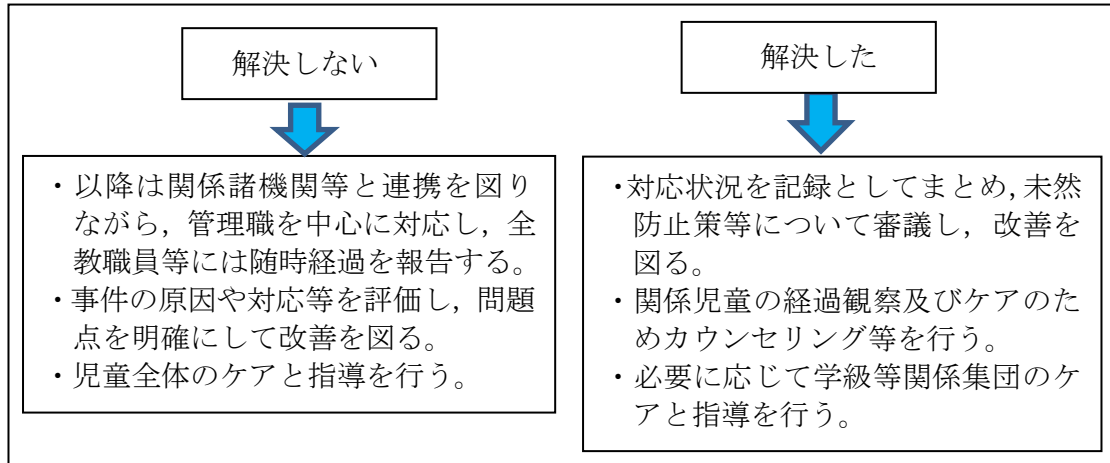
- ・ 校長がいじめ対策委員会を招集し、担任を始めとした【調査班】を中心に事実の確認を行う。

※必要に応じて【対応班】も対応を行う。



② 解決に向けた手順の確認と組織の役割分担

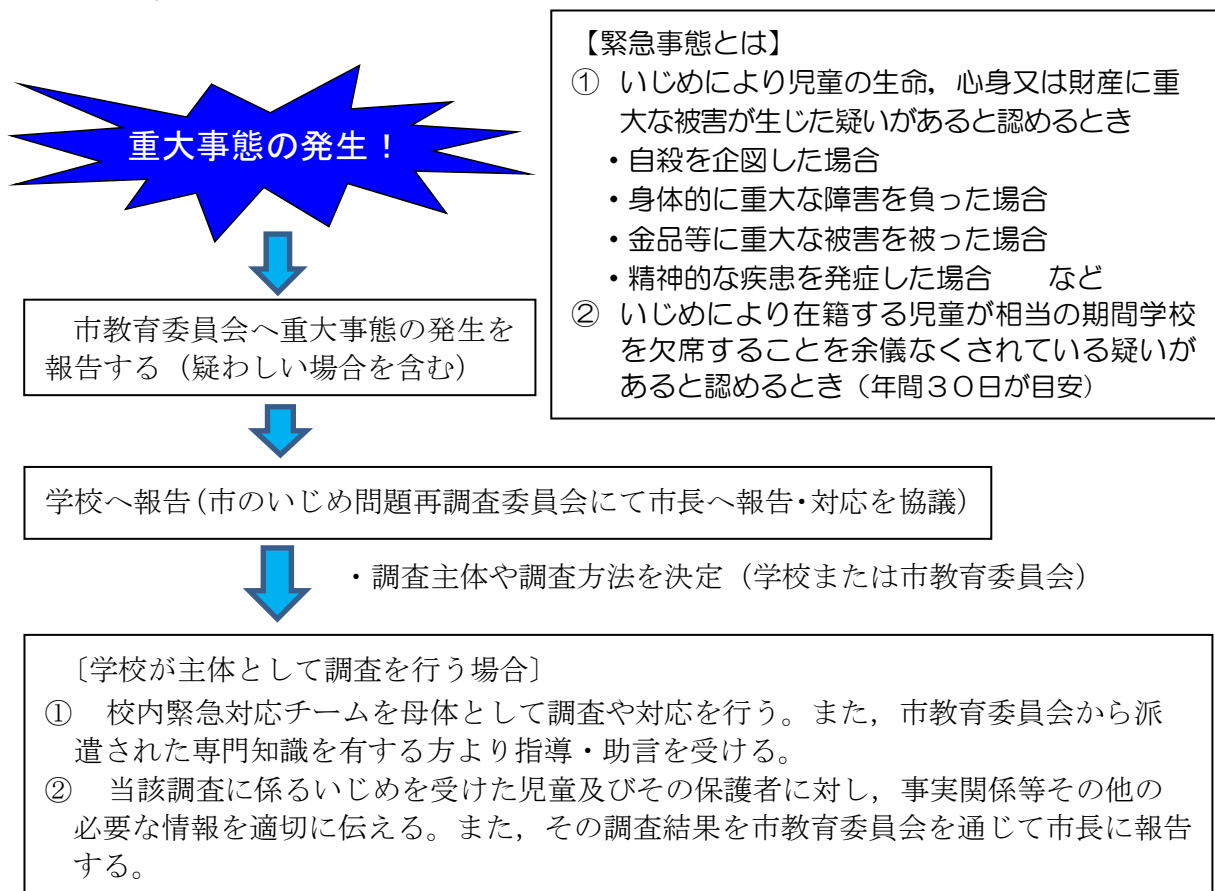
- ・ 該当児童から再度詳細な聞き取りを行う方法と役割分担を決定する。
- ・ 該当児童に対するケアや指導の方法と役割分担を決定する。
- ・ 保護者及び児童以外の関係者に対する対応について決定をする。
- ・ 関係諸機関への連絡や連携体制について決定をする。



4 重大事態への対処（疑わしいものも含む）

ただちに「重大事態対応フロー図」（別紙）に基づいて対応する。

その後、知多市教育委員会の「いじめ防止基本方針」に従い、調査と措置を行う。また、学校が事実に関する調査を実施する場合は、いじめ対策委員会による事態に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。



5 保護者、地域等との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第九条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(2) 学校・保護者・地域の連携推進

- ・ P T Aの各種会議や懇談会等の機会を利用して、いじめの実態等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級・保健通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。
- ・ 日頃から、電話・通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり、情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめの指導に対する理解と協力を得る。

6 その他

- (1) いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、地域住民も巻き込んで、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。
- (2) 中学校区教育推進協議会・子ども支援ネットワーク・地域の青少年育成会・関係団体と連携し、いじめ防止対策に努める。

学校の取組の検証・見直しと年間計画

学校いじめ防止基本方針をはじめとする「いじめ防止の取組」については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組になるよう努める。また、アンケート調査やいじめ・不登校・虐待対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

月	会議・啓発活動 等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	
4	いじめ対策委員会 ・指導方針、指導計画等の確認	いじめに関する実態把握 ・前年度の確認 ・気になる児童の静交換	<ul style="list-style-type: none"> 日々の情報収集 職員会議での児童の情報交換(毎月) 	P
	職員会議 ・全職員で共通理解	<ul style="list-style-type: none"> 道徳や学級活動への反映 性の指導、学級活動 	*保護者からの情報収集	D
5	・いじめに対する保護者、地域に向けた啓発活動			C
6	いじめ不登校対策委員会		<ul style="list-style-type: none"> 教育相談アンケート 担任による教育相談 	A
7		・夏季休業に向けて	*保護者懇談会での情報収集	
8	いじめ対策委員会 ・1学期の反省と2学期の実践確認と見直し	教職員研修①		P
9	・学校だよりを通しての啓発活動			D
10				
11	いじめ不登校対策委員会	・性の指導、学級活動	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談アンケート 担任による教育相談 	C
12	*2学期の反省と3学期の実践確認と見直し	教職員研修② ・人権週間 ・冬季休業に向けて	*保護者懇談会での情報収集	A
1				P
2	いじめ不登校対策委員会		*いじめ不登校対策委員会を踏まえた児童との対話時間確保	D
3	いじめ対策委員会 ・1年間の反省と次年度の活動計画策定	*学年末休業に向けて *次年度への申し送り		C
3				A
通年	・各種ケース会議の実施	・各行事等における児童の人間関係づくりや心の教育の実践	・全職員による児童の観察、保護者や地域等からの情報収集	

・学級、学年づくり
人間関係づくり

・学級、学年づくり
人間関係づくり